

# 居住支援全国ネットワーク 規約

## 第1条（名称）

当会は、居住支援全国ネットワーク、と称する。

## 第2条（事務所）

当会は、事務局長の事務所内に、事務所を置く。

## 第3条（目的）

当会は、居宅が生活を営む上で必須の基盤であり、憲法 25 条で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するためには、すべての国民に、その必要性に応じた適切な居宅が提供される必要があることに鑑み、地域の中で居住すべき適切な住居を見つけることや地域の中での生活を継続していくことに困難を抱えていて支援を必要とする方々（以下、居住要支援者、という）に対して、居住支援、すなわち、地域の中で居住すべき適切な住居を確保するための支援（入居支援）や地域の中での生活を継続するための支援（地域生活支援）が、必要に応じて適切に提供される社会を創造するため、全国各地で居住支援を実践している団体（以下、居住支援団体、という）が、居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第4条（活動）

当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- ① 居住支援の普及及び発展を目的とする活動
- ② 居住支援団体間の情報交換、交流、相互啓発等の促進
- ③ 居住支援に関する研究及び調査
- ④ 居住支援に関する啓発
- ⑤ 一般的な独立した居宅における生活が困難な方々に対して提供される一定の支援・サービス等をとまなう住居（サービス付き高齢者向け住宅や障害者向けのグループホームを含む、支援付き住居）の提供に関する研究、調査
- ⑥ 居住要支援者の相互交流、互助活動、居住要支援者自身の意見の社会への発信等の促進
- ⑦ その他当会の目的を達成するために必要な活動

## 第5条（会員の種別）

当会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、当会の目的に賛同して入会した地域の中で居住の確保や地域生活の継続に困難を抱えている方々に対して相談支援、居住の提供、連帯保証の提供等居宅の確保に必要な支援及び入居後の相談支援、生活支援等安定した地域生活の継続の確保に必要な支援を提供している団体及び役員会で特に承認を得た個人とする。

3 賛助会員は、当会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

## 第6条（入会）

当会の会員になろうとする者は、当会宛に、当会の定める入会申込書及び添付書類を提出して入会を申し込まなければならない。

2 役員会は、当会に入会の申込みをした者の入会を承認するか否かを決定する。

#### 第7条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第7条の2（入会金）

当会に入会するには、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

#### 第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 除名されたとき

2 会員資格を喪失した者は、既納の会費の返還を請求できない。

#### 第9条（退会）

会員は、何時でも退会をすることができる。

2 会員が退会しようとするときは、当会宛に退会届を提出しなければならない。

3 2年間会費を納めなかった会員は、当会を退会したものとみなす。

#### 第10条（除名）

会員が当会の名誉を傷つけ、または当会の目的に違反する行為をしたときは、役員会の多数決によって除名することができる。

#### 第11条（役員）

当会は、役員として、理事5名以上、監事1名以上を置く。

2 理事の互選により、代表理事1名、副代表理事1名以上、事務局長理事1名、事務局次長理事1名以上を選任する

3 当会は、役員会の決定により、本会の趣旨に賛同し協力する研究者・有識者・居住支援実践者等を、顧問として若干名選任することができる。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第12条（意思決定）

総会は、役員会が開催を決定し、代表がこれを招集する。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 総会は、出席者の過半数をもって議決を行い、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- ① 役員を選任
- ② 決算の承認
- ③ 目的の変更
- ④ 本規約の改正
- ⑤ 解散

4 役員会は、理事で構成し、代表理事、副代表理事または事務局長理事が随時これを招集する。

5 監査及び顧問は、4項の役員会に出席することができる。

6 役員会は、出席者の過半数をもって議決を行い、3項に掲げる事項を除く事項について、

決定する。

#### 第13条（会計年度）

当会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

#### 第14条（残余財産）

当会が解散した場合の残余財産は、総会の議決で定めた方法をもって処分する。

=====

#### 附則（2017年（平成29年）2月18日）

##### 第1条（初年度）

当会の初年度の会計年度は、2017年（平成29年）2月18日から同年12月31日までとする。

##### 第2条（設立時会員）

当会の設立時の会員は次のとおりである。

特定非営利活動法人あきた結いネット

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

一般社団法人パーソナルサポートセンター

特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会

特定非営利活動法人おかもま入居支援センター

特定非営利活動法人あまやどり高知

特定非営利活動法人抱樸

特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

##### 第3条（設立時役員）

当会の設立時の役員は次のとおりとする。

代表理事 井上雅雄

事務局長理事 芝田淳

事務局次長理事 立岡学

理事 滝脇憲

理事 中尾哲郎

理事 岡田太造

理事 石川久仁子

理事 鶴田啓洋

監事 永井一郎

#### 附則（2017年（平成29年）4月15日）

##### 第1条（会費）

第7条に定める会費は、年1万円とする。

第2条（入会金）

第7条の2に定める入会金は、5万円とする。ただし、入会しようとする団体からの求めがあった場合、その財政状況を勘案し、役員会の決議により減免することができる。

=====

（制定及び変更の履歴）

2017年（平成29年）2月18日

制定

2017年（平成29年）4月15日

第6条を変更（推薦を必須要件としないものとする）

第6条2項を変更

第7条の2を新設